

垂水中央東地区 再開発組合ニュース 第2号

権利変換計画書作成に向け

個別面談を実施します！



よさむ

秋も深まり、夜寒を覚える今日この頃、皆様お元気でお過ごしですか？

去る8月30日（日）に開催した再開発組合設立総会以降、再開発事務局では権利変換計画認可申請（神戸市）に向けた準備を進めています。

組合員の皆様、借家人の皆様（関係権利者）と権利変換計画書（一式）作成に向け個別面談（第1回目）を組合事務局にて実施します。

今回の個別面談の目的は、

- （1）『土地調書』・『物件調書』のご確認を頂きます。（認印）
- （2）**道路及び水路に接する土地を所有されている権利者様には、**
「境界明示申請書」・「土地家屋調査士による立会に関する委任状」に
押印・捨印（**実印、印鑑証明書1通をご用意下さい**）の上、ご提出頂きます。

（1）については、施行区域内における組合員様の従前資産の土地、建物の権利に関する内容を確定した図書を作成し、権利変換計画書申請書一式に記載する基礎資料です。

（2）については、施行地区の敷地全体の確定測量を実施するにあたり、行政（神戸市）との間で、

- ①施行地区内の道路境界の確認
- ②施行地区内の水路敷払い下げ（神戸市所有地を再開発組合が買取ります。）

のための境界の確認を行う必要があり、神戸市所定様式による書類を提出します。

皆様のご都合の良い日の日程調整を行います。

改めて事務局よりご連絡させていただきます。

何卒、ご協力の程、よろしくお願いいたします。



理事会は毎月開催中！



再開発組合設立総会以降、これまで5回の理事会を開催してきました。前回の再開発組合ニュース創刊号でご紹介しましたが、理事会では新役員12名と神戸市市街地整備課、参加組合員予定者（野村不動産㈱）、事業コンサルタント及び事務局が出席し、課題事項に対して毎回議論を交わしています。

現在、理事会では再開発ビルの施設建築物の基本設計の見直しと工事を行う施工業者（特定業務代行者※）を選定しています。

この度、理事会で承認を得た特定業務代行者（1社）について、組合員の皆様には12月上旬頃に開催予定の臨時総会にてご説明の上、決議して頂きます。

なにとぞご出席の程、よろしくお願いいたします。

※特定業務代行者とは

特定業務代行とは市街地再開発事業における業務代行方式の一つで、選定された特定業務代行者は業務として工事施工や保留床（権利者が取得する床以外）の取得を行い、再開発組合が施行する事業の相当部分を代行します。



【理事会の様子】



【勉強会の様子】



お問い合わせ先

垂水中央東地区市街地再開発組合 事務局（本組合設立後も変更はありません）

住所：〒655-0026 垂水区陸ノ町1-2 サン&サンビル401号室

電話：078-224-5399（代表） FAX：078-224-5402

開業日時：月～金（祝日を除く）11時～17時

